

中核市への移行に関する基本的な考え方

中核市への移行目標時期について

この基本的な考え方を策定した平成27年10月時点では、中核市への移行目標時期を平成30年4月としていました。しかし、平成29年2月に茅ヶ崎市議会総務常任委員会より提出のあった「中核市移行に関する政策提言」の内容を踏まえる必要があること、平成29年4月に開設した茅ヶ崎市保健所の運営等の検証を十分に行う必要があるため、中核市移行目標時期については、現時点では未定となっております。(平成31年3月)

平成27年10月

茅ヶ崎市

目 次

1 はじめに	1
2 本市の地方分権の取り組み	2
(1) 地方分権（権限移譲）についての考え方	2
(2) 国の地方分権改革の流れ	2
(3) 本市の権限移譲のこれまでの取り組み	3
(4) 中核市への移行の検討	3
3 中核市移行の目的	4
4 中核市制度の概要	5
(1) 中核市制度の趣旨	5
(2) 中核市指定要件の変遷	6
(3) 中核市の権能等	7
(4) 中核市指定の手続き	8
5 中核市への移行により新たに実施する事務	10
(1) 各行政分野における主な業務と取扱実績	10
(2) 移譲事務数	12
6 中核市移行の効果	13
(1) 事務の移譲に伴う効果	13
(2) 各業務における具体的な効果	15
(3) 移譲事務のほかに新たに市で実施する事務等に伴う効果	18
7 財政影響額の推計	20
(1) 移譲事務等に係る財政負担見込額	20
(2) 中核市移行に係る基準財政需要額の増加見込額	21
(3) 中核市移行に係る初期経費	23

8 新たに必要となる組織及び職員数	24
(1) 移譲事務等の執行体制に係る基本的な考え方	24
(2) 新たに必要となる組織	24
(3) 新たに必要となる職員数	24
9 今後の取り組み	25
(1) 移行推進体制の整備	25
(2) 市民への周知・説明	26
(3) (仮称) 茅ヶ崎市中核市移行基本計画の策定	26
(4) 移行に伴う経費と財源の精査等	26
(5) 事務の執行体制の整備	26
(6) 移譲事務の実施方法の検討	27
(7) 職員の確保及び育成	27
(8) 条例の整備及び審議会等の設置	27
10 主なスケジュール	28
(1) 主な想定スケジュール	28
(2) 関係機関等との協議等の流れ	29
「中核市への移行に関する基本的な考え方（素案）」についてのパブリックコメント実施結果	30

1 はじめに

地方公共団体の組織及び運営の合理化を図るため、平成25年6月の地方制度調査会による答申を踏まえ、平成26年5月に地方自治法の一部改正が行われ、特例市制度の廃止や中核市の指定要件の緩和等が行われました（施行日は平成27年4月1日）。

このような地方分権の進展により、地方公共団体には、自らの判断と責任で社会情勢の変化や市民ニーズに対応し、より質の高い市民サービスを提供することで、新たな社会的課題に具体的な成果を上げることが、より一層求められています。

本市は、その手段として中核市制度を活用し、住民に最も近い基礎自治体として、より多くの権限を持ち、地域の持続的な発展に最大限に活用することで、地域の実情に合った、質の高い市民サービスを提供していくことを考えております。

そこで、現時点での中核市への移行目標時期を平成30年4月とするとともに、本市のこれまでの地方分権の取り組み、中核市制度の概要、中核市移行に伴い新たに行う事務、移行の効果、財政影響額、今後の取り組みなどの事項について、現時点における基本的な考え方をまとめました。

今後、この考え方を基本に、市民や市議会などの意見を踏まえながら、神奈川県の協力のもと、中核市への移行に向け準備を進めてまいります。

2 本市の地方分権の取り組み

(1) 地方分権（権限移譲）についての考え方

本市は、平成23年度に「茅ヶ崎市総合計画」を策定し、10年間を計画期間として市の目指す将来の姿や、これを計画的に実現するための政策の基本的な方向を、総合的かつ体系的に定めています。

この総合計画の基本構想では、まちづくりの基本理念のひとつとして「一人一人の思いが調和し 未来をひらく行政経営」を挙げ、市の自主性や自立性を高めることにより、自らの判断と責任で行政運営をすることをさらに推進していくとしています。

そして、この基本理念のもと、政策目標のひとつとして「社会の変化に対応できる行政経営」を掲げています。この政策目標の中で、市には、「自らの判断と責任で社会情勢の変化や市民ニーズに対応し、安定した市民サービスを提供し、新たな社会的課題に具体的な成果を上げることが求められて」おり、また、「市民生活に最も近い基礎自治体として、より多くの事務を行うことが市民サービスの向上につながることから、今後も権限移譲を進める」としています。

また、政策目標を実現するため、「国・県・他の自治体と連携し施策の効果を上げる」を施策目標とし、市民が最も身近な行政機関で総合的な市民サービスを利用することができるようにするため、県からの事務権限の移譲を進めるとしています。

(2) 国の地方分権改革の流れ

地方分権改革は、平成5年6月に行われた、国会における「地方分権の推進に関する決議」からスタートしました。具体的には、この決議により、今後国と地方の役割を見直し、国から地方への権限移譲、地方税財源の充実強化等地方公共団体の自主性、自立性の強化を図るとされました。

その後、平成7年7月に「地方分権推進法」が、平成11年7月に「地方分権の推進を図るために関係法律の整備等に関する法律」(いわゆる「地方分権一括法」)が成立し、地方分権改革が具現化されました。

さらに、平成18年12月に成立した「地方分権改革推進法」に基づく地方分権改革推進委員会の勧告を踏まえ、これまで第1次から第5次までの「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るために関係法律の整備に関する法律」(以下、「一括法」という。)が成立しました。これにより、国から地方へ、都道府県から市町村への事務・権限の移譲等が実現され、住民に身近な地方公共団体による地域の実情を反映した行政運営を進めることができる範囲が拡大していきました。

そして、現在も平成26年4月に決定した「地方分権改革に関する提案募集の実施方針」に基づき、地方公共団体への事務・権限の移譲及び地方に対する規制緩和に係る提案が進められており、地方分権改革は今後も進めていくこととされています。

(3) 本市の権限移譲のこれまでの取り組み

地方分権改革と並行し、都市の規模や能力に応じた事務権限の配分を行うという観点から、平成7年には中核市制度が、平成12年には特例市制度が始まり、本市も平成15年4月に特例市の指定を受け、環境行政、都市計画・建設行政、産業・経済行政の事務権限の移譲を受けました。また、特例市への移行に合わせて、神奈川県の「事務処理の特例に関する条例」を活用し、市が行うことで市民の利便性が向上する事務権限の移譲を受けるとともに、その後も、平成18年4月の景観行政団体¹への移行、平成26年10月には、茅ヶ崎市保健所政令市移行基本計画を策定し、平成29年4月の保健所政令市移行に向け準備を進めるなど、県からの権限移譲に積極的に取り組んでいます。

(4) 中核市への移行の検討

以上のように、国の地方分権推進の流れの中、本市も「茅ヶ崎市総合計画」の中で示されている地方分権に対する考え方に基づき、県からの権限移譲に取り組んできました。また、平成26年5月に地方自治法が改正となり、平成27年4月より特例市制度が廃止されるとともに、中核市への指定要件が緩和されたことで、人口20万人以上の市は、中核市に移行し、処理事務の範囲を拡大することで、より自らの判断と責任で地域の実情に合った行政運営を行うことが可能となりました。

そこで、本市としても地方自治法の一部改正を踏まえ、県への移譲事務に関する調査、庁内関係課かいとのヒアリング、市議会各会派との意見交換、市民説明・意見交換会等を実施し、中核市への移行についての検討を進めてきました。

¹ 景観行政団体：景観計画の策定等、良好な景観形成のための具体的な施策を実施する団体。政令指定都市、中核市は自動的に、その他の市町村は、県と協議し、その同意を得る必要がある。

3 中核市移行の目的

地方分権改革の推進に伴う地方の裁量の拡大や、社会情勢の変化や住民ニーズの変化に迅速に対応するために、地方自治体には自らの判断と責任で行政運営を行っていくことが求められています。

本市としても「茅ヶ崎市総合計画」のもと、将来都市像である「海と太陽とみどりの中で ひとが輝き まちが輝く 湘南・茅ヶ崎」の実現のため、今後も持続的に発展することが不可欠です。

本市では、中核市事務のうち保健所の設置に関するものについては、平成26年10月に策定した「茅ヶ崎市保健所政令市移行基本計画²」に基づき、平成29年4月の保健所政令市への移行に向け準備を進めているところですが、今後、移譲される権限への職員及び組織体制並びに財政への影響を踏まえながら、平成29年4月に保健所政令市に移行したうえで、その翌年の平成30年4月にその他の中核市事務の移譲を受け、事務権限を計画的かつ段階的に拡大することとします。

このように事務権限の拡大を計画的かつ段階的に進めることで、平成30年4月に中核市に移行し、新たな権限を最大限に活用しながら、地域の実情に合ったより質の高い市民サービスを提供することで、本市の地域資源を活かした独自性・創造性を発揮したまちづくりを目指します。

■中核市移行の目的

地域資源を活かした独自性・創造性を発揮したまちづくりの実現

■中核市移行の効果

地域の実情に合ったより質の高い市民サービスの提供

■移行目標時期

平成30年4月

² 茅ヶ崎市保健所政令市移行基本計画：本市が保健所政令市への移行準備を進める上で基本的な考え方をまとめたもの。「保健所政令市に移行する意義と時期」、「保健所政令市の業務」、「保健所政令市移行に伴う職員体制」、「財政計画」などの10項目と関係法令や市保健所の組織のイメージ図等からなる「資料編」により構成される。

4 中核市制度の概要

(1) 中核市制度の趣旨

全国には、平成26年4月5日現在、1,718の市町村（790市、745町、183村）があります。市町村には、人口1,000人以下の村から100万人を超える大都市までありますが、指定都市以外の市町村は、法律等によってほぼ同じような事務権限となっていました。

そこで、指定都市以外の都市について、規模や能力が比較的大きい都市の事務権限を強化し、できる限り市民の身近で行政を行うことができるようにするため、平成6年の地方自治法の一部改正により、地方分権の方策のひとつとして中核市制度が創設されました。

■全国の中核市の指定状況（平成27年4月1日現在）

移行年月日	都市名	指定数
H 8. 4. 1	宇都宮市、 <u>新潟市</u> 、富山市、金沢市、岐阜市、 <u>静岡市</u> 、 <u>浜松市</u> 、 <u>堺市</u> 、姫路市、 <u>岡山市</u> 、 <u>熊本市</u> 、鹿児島市	12市
H 9. 4. 1	秋田市、郡山市、和歌山市、長崎市、大分市	17市
H 10. 4. 1	豊田市、郡山市、高知市、宮崎市	21市
H 11. 4. 1	いわき市、長野市、豊橋市、高松市	25市
H 12. 4. 1	旭川市、松山市	27市
H 13. 4. 1	横須賀市	28市
H 14. 4. 1	奈良市、倉敷市	30市
H 15. 4. 1	川越市、船橋市、 <u>相模原市</u> 、 <u>静岡市</u> （合併に伴い再指定）、岡崎市、高槻市	35市
H 17. 4. 1	富山市（合併に伴い再指定）、東大阪市 ※静岡市が指定都市に移行	35市
H 17. 10. 1	函館市、下関市	37市
H 18. 4. 1	※堺市が指定都市に移行	36市
H 18. 10. 1	青森市	37市
H 19. 4. 1	※新潟市、浜松市が指定都市に移行	35市
H 20. 4. 1	盛岡市、柏市、西宮市、久留米市	39市
H 21. 4. 1	前橋市、大津市、尼崎市 ※岡山市が指定都市に移行	41市
H 22. 4. 1	※相模原市が指定都市に移行	40市
H 23. 4. 1	高崎市	41市

H 2 4 . 4 . 1	豊中市 ※熊本市が指定都市に移行	4 1 市
H 2 5 . 4 . 1	那覇市	4 2 市
H 2 6 . 4 . 1	枚方市	4 3 市
H 2 7 . 4 . 1	越谷市、八王子市	4 5 市

※下線の市は、その後指定都市に移行した市。

【参考】中核市への移行を目指している市

八戸市、山形市、福島市、水戸市、太田市、川口市、藤沢市、小田原市、福井市、甲府市、津市、四日市市、岸和田市、吹田市、八尾市、徳島市、島取市、松江市、吳市、佐世保市

※中核市市長会ホームページ（中核市候補市）及び当該市の公表による。

※下線は、施行時特例市からの移行を予定している市。

■県内の指定都市³、中核市、特例市の指定状況（平成27年3月31日現在）

区分	都市名	指定数
指定都市	横浜市、川崎市、相模原市	3 市
中核市	横須賀市	1 市
特例市※	厚木市、大和市、平塚市、小田原市、茅ヶ崎市	5 市

※特例市制度は、平成27年4月1日に施行された地方自治法の改正により廃止。併せて、中核市への指定要件が緩和されたが、人口が20万人に満たない市は、平成32年4月1日までに中核市に移行しない場合、一般市となる。

（2）中核市指定要件の変遷

中核市は、制度創設時は、「人口30万人以上、面積100平方キロメートル以上、ただし、人口50万人未満の場合は、昼夜間人口比率が100を超えること」が指定の要件となっていました。その後、地方分権推進の観点から要件の緩和が進み、平成26年5月には、第30次地方制度調査会からの答申⁴を受け、地方自治法が改正され、特例市制度の廃止とともに、人口20万人以上であれば中核市への移行が

³ 指定都市：地方自治法第252条の19第1項の規定により、政令で指定される人口50万人以上の市。大都市行政の合理的、能率的な執行と市民の福祉向上を図るため、地方自治法及びその他の法令において、(1)事務配分、(2)関与、(3)行政組織、(4)財政の各面において他の一般市とは異なる特例が定められている。

⁴ 第30次地方制度調査会の答申：本答申により、今後迎えることとなる人口減少社会において、人々の暮らしを支え、経済をけん引していく核となる都市やその圏域を戦略的に形成し、その上で全国の基礎自治体が人々の暮らしを支える対人サービスを持続可能に提供していく仕組みが必要であるとの認識に立ち、大都市制度等の見直しや、地方圏や三大都市圏における基礎自治体間の連携や都道府県による一部の基礎自治体の補完についての見直しが提言された。

可能となりました。(平成27年4月1日施行)

■中核市指定要件の変遷

改正年	人口	面積	昼夜間人口比率 ⁵
平成7年創設時	30万人以上	100km ² 以上	100超※
平成11年改正	〃	〃	
平成14年改正	〃	100km ² 以上※	
平成18年改正	〃		
平成27年改正	20万人以上		

※人口50万人未満の場合のみ。

(3) 中核市の権能等

中核市の権能等について、地方自治法において次のとおり定められています。

ア 中核市は、指定都市が処理することができる事務のうち、都道府県がその区域にわたり一体的に処理することができる効率的な事務や、中核市において処理することが適当でない事務を除いて処理することができる。(地方自治法第252条の22第1項)

イ 中核市がその事務を処理するにあたり、法令の定めるところにより都道府県知事の指示等を受けるものとされている事項について、指定都市と同様に、知事の指示等を受けなくなるか、又は知事に変えて直接各大臣の指示等を受ける。(地方自治法第252条の22第2項)

ウ 中核市には、外部監査制度のうち「包括外部監査制度⁶」の導入が義務付けられる。(地方自治法第252条の36第1項)

⁵ 昼夜間人口比率：(昼間人口÷夜間人口) × 100

⁶ 包括外部監査制度：弁護士、公認会計士等の監査人資格者と契約を締結し、各年度1回以上、特定のテーマを定めて監査するもの。

■指定都市、中核市、施行時特例市の主な業務

指定都市

- 市街地開発事業に関する都市計画決定 ○指定区間外の国道及び県道の管理
- 指定区間の一級及び二級河川（一部）の管理 ○児童相談所の設置 ○精神保健福祉センターの設置 ○精神障害者保健福祉手帳、療育手帳の交付 ○小中学校教職員の採用、給与の決定 など

中核市

- 身体障害者手帳の交付 ○障害福祉サービス事業者の指定 ○保育所の設置認可・監督 ○母子父子寡婦福祉資金の貸付 ○小児慢性特定疾患医療費の給付 ○老人福祉施設の設置認可・監督 ○介護サービス事業者の指定 ○生活保護施設の指定・廃止届受理 ○社会福祉審議会の設置・運営 ○児童福祉審議会の設置・運営 ○民生委員児童委員の定数の決定・推薦・研修 ○動物愛護推進員の委嘱 ○保健所の設置 ○飲食店営業等の許可 ○旅館業・公衆浴場の経営許可 ○一般・産業廃棄物処理施設の設置許可・立入検査・改善命令 ○ばい煙発生施設の届出受理・立入検査 ○大気汚染等の常時監視 ○サービス付き高齢者向け住宅事業の登録 ○建設資材の再資源化に関する立入検査 ○屋外広告物に関する設置制限・指導・監督 ○小中学校県費負担教職員の研修 ○重要文化財・埋蔵文化財に関する許可等 など

施行時特例市（現在の茅ヶ崎市）

- 市街化区域又は市街化調整区域内の開発行為の許可 ○土地区画整理組合の設立の認可 ○一般粉じん発生施設の設置の届出の受理 ○汚水又は廃液を排出する特定施設の設置の届出の受理 ○計量法に基づく勧告、定期検査 など

一般市

- ※特例市制度は、平成27年4月1日に施行された地方自治法の改正により廃止され、中核市制度に統合された。（平成32年4月1日までの経過措置あり）
- ※下線の業務は、事務処理特例制度⁷を活用してすでに移譲を受けている業務又は平成29年4月に予定している保健所の設置に伴って移譲を受けるもの。

（4）中核市指定の手続き

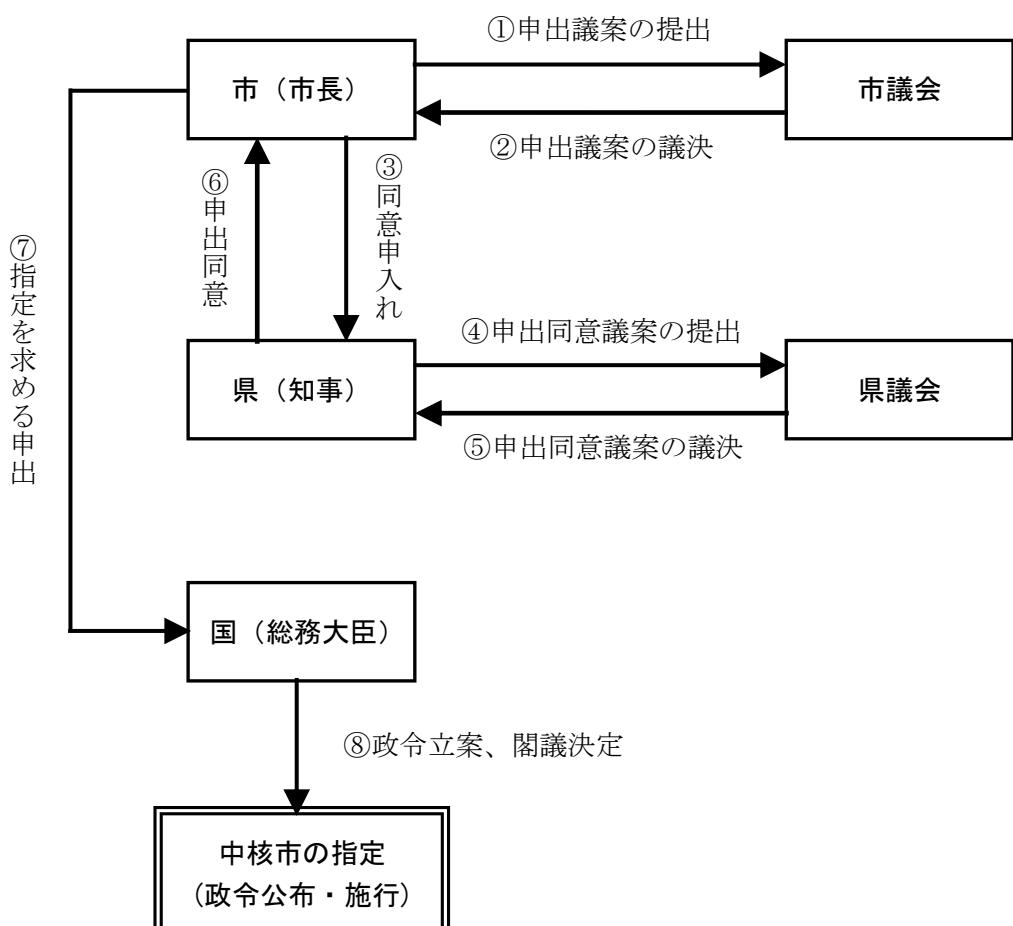
中核市の指定は、市議会の議決を経て、県の同意（県議会の議決）を得た上で、市長からの総務大臣への申出に基づき、政令により行われます。その流れは、次のと

⁷ 事務処理特例制度：「住民に身近な行政ができる限り地方公共団体に委ねる」という地方分権改革の趣旨に基づき、平成11年7月の地方自治法の改正において創設された制度。都道府県条例の定めにより、知事に属する事務の一部を市町村等に移譲するもの。

おります。

- ①市長が市議会に「中核市指定の申出」議案を提出。
- ②市議会が「中核市指定の申出」議案を審議し、議決。
- ③市議会での可決を経て、市長が県知事に「中核市指定に係る同意」を申し入れる。
- ④県知事は県議会に「中核市指定に係る申出の同意」議案を提出。
- ⑤県議会は「中核市指定に係る申出の同意」議案を審議し、議決。
- ⑥県議会での可決を経て、県知事は市長に、市が総務大臣に中核市の指定に係る申出することへの同意書を交付。
- ⑦市長は、総務大臣に中核市指定を求める申出を行う。
- ⑧総務大臣は、市を中核市に指定する政令を立案し、閣議決定により政令が制定。

■中核市指定の流れ



5 中核市への移行により新たに実施する事務

平成29年4月の設置に向けすでに準備を進めている保健所業務に係る移譲事務を除了いた、中核市への移行に伴って新たに県から移譲を受け本市が実施する業務は、民生、保健衛生、環境、都市計画・建設、文教の各分野に区分されます。各分野において移譲される主な業務や事務数は、以下のとおりです。

(1) 各行政分野における主な業務と取扱実績

各行政分野における主な業務と平成25年度の取扱実績等は次のとおりです。

なお、「取扱実績等（平成25年度分）」は、神奈川県が取り扱った業務のうち本市に関わるもの件数を記載していますが、審議会等、業務により市町村ごとの実績を計上することのできないものもあります。

ア 民生行政分野

主な業務	取扱実績等（平成25年度分）
身体障害者手帳の交付	<ul style="list-style-type: none">・手帳の交付（含む再交付） 768件・手帳の返還及び返還命令 466件・手帳交付者の居住地変更届受理 139件
障害福祉サービス事業者の指定	<ul style="list-style-type: none">・障害福祉サービス事業者の指定 7件
保育所の設置認可・監督	<ul style="list-style-type: none">・民間保育所からの報告聴取 14件・認可外保育所運営状況の報告聴取 36件
母子父子寡婦福祉資金の貸付	<ul style="list-style-type: none">・母子父子寡婦福祉資金の貸付 23件
小児慢性特定疾患医療費の給付	<ul style="list-style-type: none">・小児慢性特定疾患医療費の給付 625件
老人福祉施設の設置認可・監督	<ul style="list-style-type: none">・特別養護老人ホームからの報告聴取 9件・有料老人ホームからの報告聴取 3件・有料老人ホーム設置及び変更の届出 30件
介護サービス事業者の指定	<ul style="list-style-type: none">・指定居宅サービス事業者の指定 12件
生活保護施設の指定・廃止届受理	<ul style="list-style-type: none">・医療機関の指定・廃止届受理 26件・指定介護機関の指定・廃止届受理 46件・助産機関の指定・廃止届受理 13件
社会福祉審議会の設置・運営	<ul style="list-style-type: none">・総会及び分科会の開催 32回
児童福祉審議会の設置・運営	<ul style="list-style-type: none">・総会及び分科会の開催 18回
民生委員児童委員の定数の決定・推薦・研修	<ul style="list-style-type: none">・民生委員指導訓練の実施 316件

イ 保健衛生分野

主な業務	取扱実績等（平成25年度分）
動物愛護推進員の委嘱	・動物愛護推進員の委嘱 4件

ウ 環境行政分野

主な業務	取扱実績等（平成25年度分）
一般・産業廃棄物処理施設の設置許可・立入検査・改善命令	・産業廃棄物の収集運搬業等の許可 26件 ・廃棄物事業者等に対する立入検査 67件
ばい煙発生施設の届出受理・立入検査	・ばい煙発生施設の設置の届出受理 1件 ・ばい煙排出者等からの報告聴取、立入検査 12件
大気汚染等の常時監視	・大気、水質及び土壤のダイオキシン類による汚染状況についての常時監視

エ 都市計画・建設行政分野

主な業務	取扱実績等（平成25年度分）
サービス付き高齢者向け住宅事業の登録	・サービス付き高齢者向け住宅事業の登録・変更届出受理 12件
建設資材の再資源化に関する立入検査	・建設工事現場等への立ち入り調査 12件
屋外広告業者の登録・指導・監督	・屋外広告業者に対する指導、助言及び勧告 0件

オ 文教行政分野

主な業務	取扱実績等（平成25年度分）
小中学校県費負担教職員の研修	・法定研修 初任者研修、10年目研修等 ※県独自研修 年次研修（1年目、2年目、5年目、15年目、25年目）等
重要文化財・埋蔵文化財に関する許可等	・重要文化財に関する現状変更等の許可 0件 ・重要文化財の公開の許可 0件 ・重要文化財の保存のための調査 4件 ・文化財である埋蔵物の提出受理 18件

(2) 移譲事務数

中核市への移行に伴い移譲される事務数を、関係法令の条項により集計した結果は、次のとおりです。

なお、移譲事務の条項数は、法律の改正や地方分権の推進等により、中核市移行時までに変更となることが考えられます。

また、中核市への移行に伴って移譲される法定事務以外にも、これらの事務に関する県独自事務があります。この移譲事務に関する県単独事務の移譲については、市民サービスの向上や財政負担などの観点から検討し、神奈川県と協議を進めています。

行政分野	事務数（条項数）	割合
民生行政	363	55%
保健衛生行政	13	2%
環境行政	189	29%
都市計画・建設行政	84	13%
文教行政	10	1%
合計	659	—

※本表には、保健所の設置に伴って移譲を受ける事務は含まない。

※法令に基づく事務のほか、省令や要綱等に基づく事務がある。

※割合は、合計が100%となるように端数調整している。

6 中核市移行の効果

中核市に移行することで、様々な事務権限が県から市に移譲されます。市は、これらの権限を地域の実情や既存の事務と合わせて一体的に活用することで、市民サービスの向上につなげていきます。これらの中核市への移行に伴う効果について、現時点で想定しているものを以下のとおりまとめていますが、今後、業務の移譲について神奈川県と調整していく中で、新たな権限を最大限に活用できるよう、業務の実施方法等について引き続き検討していきます。

(1) 事務の移譲に伴う効果

ア 行政サービスの迅速化

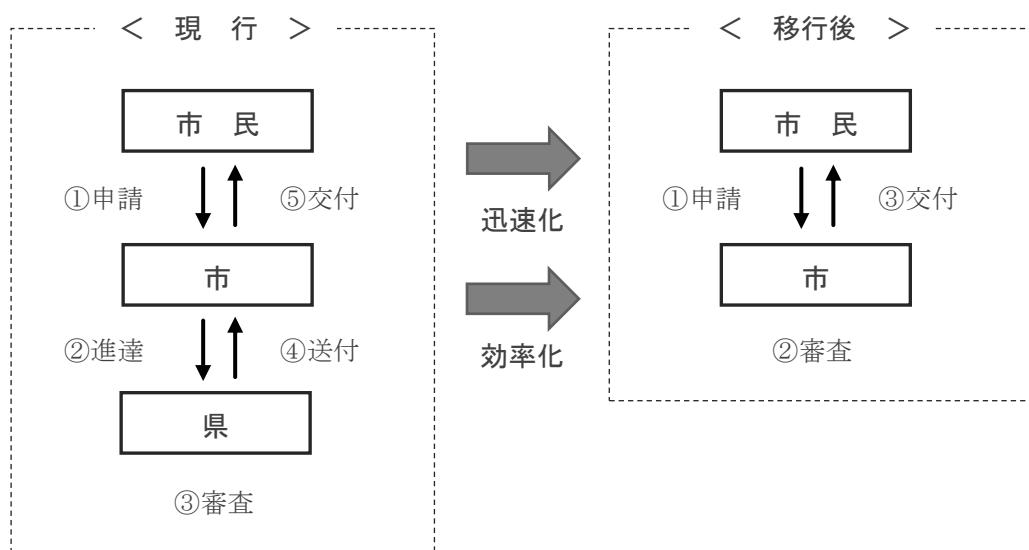
これまで県が行っていた事務を、市が一括して行うことにより、手続きの迅速化を図ります。

イ 行政サービスの効率化

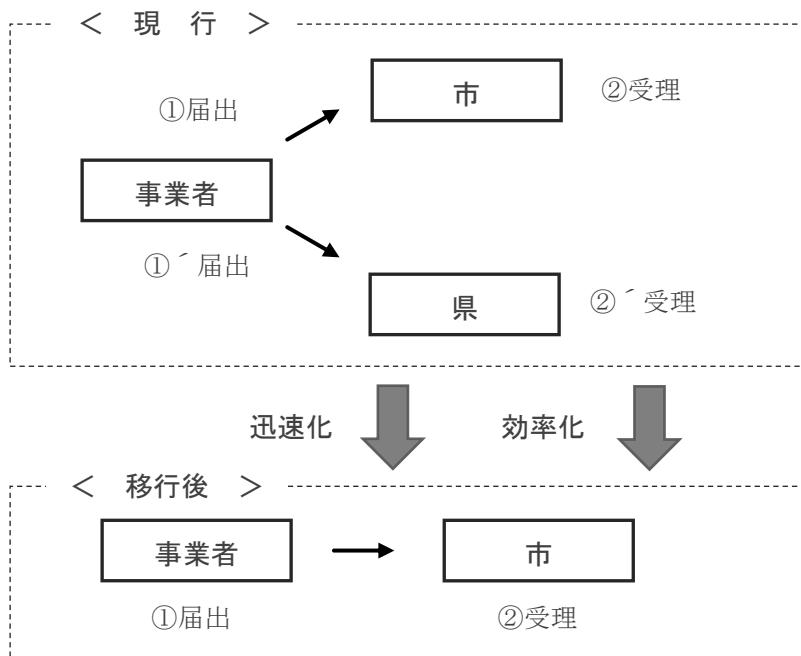
これまで県を経由する必要のあった事務が、市で完結することで事務の効率化を図ります。

また、これまで市と県に分かれていた、同じ分野の指導、監督及び許可等の権限が市に一元化されることで、事務の効率化や申請手続きの負担軽減を図ります。

■効果イメージ（1）



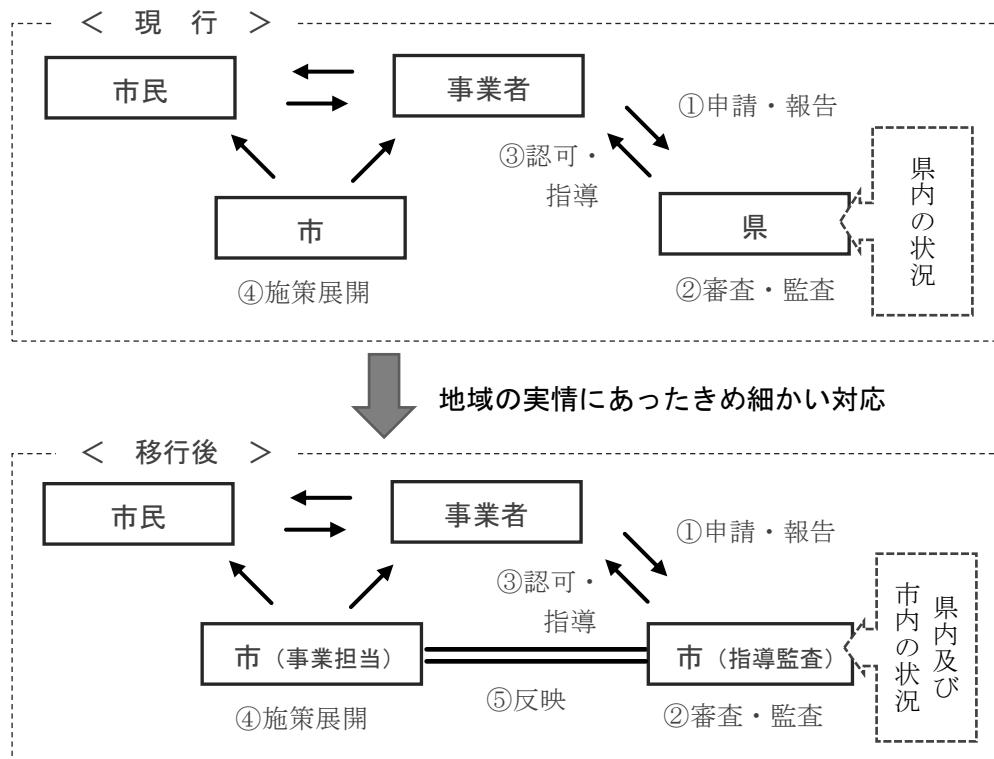
■効果イメージ（2）



ウ 地域の実情にあった施策の展開

これまで県が県内の状況を踏まえて行っていた事務を、地域の実情を知る市が実施することにより、本市の状況を踏まえたきめ細かな対応が可能となります。

■効果イメージ（3）



エ 地域の活性化

中核市として、指定都市に次ぐ権限を持ち、自らの判断と責任で地域の実情にあった行政運営を行うことで、都市の魅力を高め、地域経済や地域コミュニティの活性化を図ります。

（2）各業務における具体的な効果

各行政分野における主な業務ごとの権限移譲の具体的な効果等については、以下のとおりです。

ア 民生行政分野

県を経由せずに市で一連の業務が完了することで、申請等の手続きの迅速化、効率化が図られるほか、福祉施設の認可や指導監査において、地域の実情を踏まえたきめ細かい対応が可能となります。

主な業務	権限移譲の効果等
身体障害者手帳の交付	<ul style="list-style-type: none">○これまで市で申請受付を行い、県で認定及び手帳の作成を行った後、市で手帳の交付を申請者に対して行っていましたが、一連の業務をすべて市で行うことで、交付までの期間の短縮（2週間程度）につながります。○県への送付事務が省略されることで事務の効率化につながります。
障害福祉サービス事業者の指定	<ul style="list-style-type: none">○指定や指導監査等を行うことで、事業所の実態把握が容易になります。○事業所の運営状況を踏まえたより効果的な施策展開を図ることができます。
保育所の設置認可・監督	<ul style="list-style-type: none">○県を経由せずに市の権限（判断）で認可することで、事務の効率化、迅速化が図られます。○地域の施設の運営状況を直接把握することができ、これまで以上にきめ細かくより適正な改善に向けた指導を行えるようになります。○施設の運営状況を踏まえた、より効果的な施策展開を図ることができるようになります。
母子父子寡婦福祉資金の貸付	<ul style="list-style-type: none">○これまで市で受けたものを県に送付して処理していましたが、一連の業務をすべて市で行うことで、貸付までの期間を短縮できます。○県への進達事務が省略されることで事務の効率化につながります。
小児慢性特定疾患医療費の給付	<ul style="list-style-type: none">○住基情報や課税情報等を市が確認することで、添付書類を省略することができ、申請者の事務手続きの負担軽減につながります。

老人福祉施設の設置認可・監督	○指定や指導監査等を行うことで、施設の実態把握が容易になります。 ○地域の施設の運営状況を直接把握することができ、これまで以上にきめ細かくより適正な改善に向けた指導を行えるようになります。 ○施設の運営状況を踏まえた、より効果的な施策展開を図ができるようになります。
介護サービス事業者の指定	○事業や施設の人員、設備及び運営に関する基準を市が条例で定めるため、地域の実情を踏まえた施策を展開できるようになります。
生活保護施設の指定・廃止届受理	○指定医療機関、指定介護機関等の指定を迅速に実施することができます。 ○医療機関等の最新の指定状況や申請状況を容易に把握することできるため、利用者への適切かつ効果的な情報提供が可能となります。
社会福祉審議会の設置・運営	○地域の福祉課題について地域の実情を踏まえて審議する法に基づく体制が構築されます。
児童福祉審議会の設置・運営	○地域の福祉課題について地域の実情を踏まえて審議する法に基づく体制が構築されます。
民生委員児童委員の定数の決定・推薦・研修	○民生委員児童委員の定数を市の独自基準により行うことで地域の実情に合った定数を定めることができます。 ○委嘱の推薦にあたり、県を経由しなくなるため、事務の迅速化につながります。

イ 保健衛生分野

これまで県が委嘱していた動物愛護推進員を市が直接委嘱することで、動物愛護推進員との連携がこれまで以上に容易となります。

主な業務	権限移譲の効果等
動物愛護推進員の委嘱	○動物愛護推進員の委嘱を市が直接行うことで、動物愛護推進員との連携がこれまで以上に容易となり、動物の愛護と適正な飼育及び保管に関する普及啓発をこれまで以上に効果的に実施することが見込まれます。 ※動物愛護推進員の活動 ・市の実施する動物愛護行事への協力 ・しつけ方教室・ふれあい教室等への協力 ・動物ふれあい事業への協力 ・動物の適正飼養の相談など

ウ 環境行政分野

一般廃棄物と産業廃棄物の一元化、典型7公害への一元的な対応により総合的な環境行政の実施が実現します。

主な業務	権限移譲の効果等
一般・産業廃棄物処理施設の設置許可・立入検査・改善命令	○一般廃棄物に関する事務と併せ、廃棄物行政を一元的に行うことで、廃棄物行政を効果的かつ効率的に実施することができます。
ばい煙発生施設の届出受理・立入検査	○市は、典型7公害（大気の汚染、水質の汚濁、土壤の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭）に対して一元的に対応できるようになります。 ○事業者は、水質と大気に関する届出の双方を市で行うことができます。
大気汚染等の常時監視	○観測地点を市の意向に合わせて設置することができます。

エ 都市計画・建設行政分野

地域の実情を知る市が直接行うことで、事業者に対してより迅速かつ効果的な対応が可能となります。

主な業務	権限移譲の効果等
サービス付き高齢者向け住宅事業の登録	○事業者への報告聴取や立入検査を市が行うことで、より細かな対応が可能となります。
建設資材の再資源化に関する立入検査	○現地確認、通報等への対応、現場立入検査を市が直接行うことで、迅速かつよりきめ細かな対応が可能となります。
屋外広告業者の登録・指導・監督	○屋外登録業者の登録・指導・監督を市が行うことで、屋外広告への対応を迅速かつ効果的に実施することができます。

オ 文教行政分野

地域の実情を踏まえた研修の実施により教育行政の充実が図られるほか、文化財行政の迅速化・効率化が見込まれます。

主な業務	権限移譲の効果等
小中学校県費負担教職員の研修	○市の教育課題を取り上げた研修の実施が容易となります。 ○行政の関係課との連携等により市の実情を踏まえた研修の実施が可能となります。 ※研修の例 「市長講話」、「茅ヶ崎市の教育の現状と課題」、「茅ヶ崎市の防災対策」など

重要文化財・埋蔵文化財に関する許可等	<ul style="list-style-type: none"> ○市が重要文化財の保存について指導することで、迅速できめ細かい対応が可能となります。 ○埋蔵文化財の認定を市で行うようになり、認定に要する期間を短縮（2～3週間程度）することができます。 ○発掘の成果等をより迅速に活用することができます。
--------------------	---

（3）移譲事務のほかに新たに市で実施する事務等に伴う効果

中核市に移譲される事務の実施に伴う効果のほか、法令により中核市に義務付けられる事柄や、地方分権の推進における位置付けの変化、他の中核市との連携による効果もあります。具体的な内容について、以下のとおりです。

ア 高度救助隊の設置に伴う地域防災力の強化

高度救助隊は、新潟県中越沖地震やJR福知山線脱線事故等の教訓を踏まえ、平成17年4月に「救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令」の一部改正が行われ、中核市等の消防本部への設置が義務化されました。この高度救助隊は、人命の救助に関する専門的かつ高度な教育を受けた隊員と高度救助資機材等を整備した救助工作車で編成され、専門的かつ高度な救助活動を任務とします。

「神奈川県地震被害想定調査報告書（平成27年3月、神奈川県）」によれば、本市では大正型関東地震により、29,350棟の建物の全半壊、2,870人の自力脱出困難者⁸の発生が想定されています。このような大規模災害時等において、高度な救助技術に関する知識・技術を備えた救助隊員が迅速に高度な資機材を用いて救助活動を行うことにより、被害の軽減を図ることが可能となります。

■高度救助隊に装備される高度救助資機材

画像探索機、地中音響探知機、熱画像直視装置、夜間用暗視装置、地震警報器等

イ 包括外部監査の実施による行政運営の透明性の向上

中核市への移行に伴い、地方自治法第252条の36第1項により「包括外部監査制度⁹」の導入が義務付けられます。そこで、法令に従い包括外部監査を実施することで、行政に対する監査機能を強化し、行政のより一層の透明性を高めます。

⁸ 自力脱出困難者：建物の倒壊による下敷きや生き埋め、出口閉塞による建物内への閉じ込めにより救助が必要となる者。

⁹ 包括外部監査制度：7ページ脚注参照

ウ 地方分権の推進による持続的な発展

今後も継続して行われる地方分権の推進に伴う権限移譲や規制緩和により、中核市には一般市よりも多くの権限が移譲されることが想定されます。中核市移行後も継続して本市の市民サービスの向上に資する権限の移譲を受けることで、持続的な発展を目指します。

また、全国の中核市が加入する中核市市長会¹⁰の一員となり、全国各地の中核的な役割を担う基礎自治体と連携して、市民にとって基礎自治体が担うことが望まれる事務権限やその財源の積極的な移譲を国に対して要望し、地方分権の推進とこれに伴う課題の解決を目指します。

¹⁰ 中核市市長会：地方分権に係る中核市共通の課題への調査・研究を行い、その調査・研究結果をもとに、適時、国等に政策提案、意見表明を行っている。

7 財政影響額の推計

中核市移行に伴う処理事務量の増加により、事務費及び人件費等は増えることになります。その一方で、中核市に移行することで、普通交付税の算定の基礎となる基準財政需要額の増額が見込まれます。また、法定事務以外にも、これらの事務に関連する県独自事務があります。これら中核市移行の市財政への影響額について、現時点での推計を、以下のとおりまとめています。

中核市移行に伴い新たに発生する経費負担については、以下に示す基準財政需要額の増額分を目安に、神奈川県と具体的な事務内容の協議を進め、必要な経費を精査していきます。

なお、県独自事務を引き続き市で実施する場合、神奈川県の実施方法をそのまま踏襲するのではなく、既存の業務と合わせ、市民サービスの向上やコストの削減等につながるよう実施方法を工夫するとともに、急激な財政負担の増加を緩和する措置について、神奈川県と協議を進めていきます。

(1) 移譲事務等に係る財政負担見込額

ア 法定移譲事務等

① 新たな負担となる事務（新規事業）(単位：千円)

分野等	主な事業	影響額
民生行政	<ul style="list-style-type: none">・小児慢性特定疾患に関する事務・母子父子寡婦福祉資金貸付金・軽費老人ホームサービス提供費補助・民生委員児童委員活動費補助	80,641
保健衛生行政	<ul style="list-style-type: none">・特定不妊治療支援事業	23,606
環境行政	<ul style="list-style-type: none">・大気汚染の観測	37,000
都市計画・建設行政	<ul style="list-style-type: none">・屋外広告物に関する事務	3,110
文教行政	<ul style="list-style-type: none">・教職員研修事業	12,579
その他	<ul style="list-style-type: none">・外部監査事業	10,713
合 計		167,649

※「民生行政分野」及び「保健衛生行政分野」については、神奈川県の平成26年度当初予算をもとに計上し、他の分野については市独自に算定している。

② 負担割合の変更により市の負担が増える事務（既存事業） (単位：千円)

分野等	主な事業	影響額
民生行政	・民間保育所運営費負担金 ・生活保護費負担金	357, 232
	合　計	357, 232

※神奈川県の平成26年度当初予算をもとに計上している。

イ 県独自事務 (単位：千円)

分野等	主な内容	影響額
民生行政	・市町村事業推進交付金 ・ひとり親家庭等医療費助成事業 ・民間保育所運営費補助 ・重度障害者医療給付事業費補助	219, 895
	合　計	219, 895

※神奈川県の平成26年度当初予算をもとに計上している。

ウ その他の経費 (単位：千円)

分野等	主な内容	影響額
人件費	・職員人件費（20人分）	162, 000
その他	・その他管理経費等	1, 724
	合　計	163, 724

移譲事務等に係る財政負担見込額の合計（ア＋イ＋ウ） 908, 500千円

(2) 中核市移行に係る基準財政需要額の増加見込額

中核市への移行に伴い神奈川県から移譲を受ける事務は、保健所設置に伴う事務を除き、現時点で約660項目に及ぶことが見込まれています。この処理事務の増加に伴い、職員の人件費や事務経費等は増加します。こうした経費の増加に対する財源は、基本的には地方交付税措置されることになっています。

普通交付税の基準財政需要額¹¹を算定するにあたり、中核市となり事務の移譲を受けることで、各関連算定項目の普通態容補正¹²係数が一般市よりも上乗せされる

¹¹ 基準財政需要額：普通交付税額の算定の基礎となるもの。地方公共団体が合理的かつ妥当な水準の行政を行い又は施設維持のために必要な財政需要を一定の方式によって算定した額。

¹² 普通態容補正：自治体の都市的形態の程度や隔遠の度合いなどに応じる行政の質量差又は制

ことで基準財政需要額が増加することとなります。具体的には、平成26年度ベースで地方交付税の算定に係る基準財政需要額を試算した場合、約8.5億円の増額を見込んでいます。

中核市移行に係る基準財政需要額の増加見込額

853,737千円

※普通交付税は、基準財政需要額と基準財政収入額¹³の差額により算定されるため、基準財政収入額の増減により、基準財政需要額の増額分がそのまま普通交付税として交付されるとは限りません。中核市移行に伴う財政影響額については引き続き精査をしていきます。

(参考) 地方交付税制度の概要

○地方交付税とは

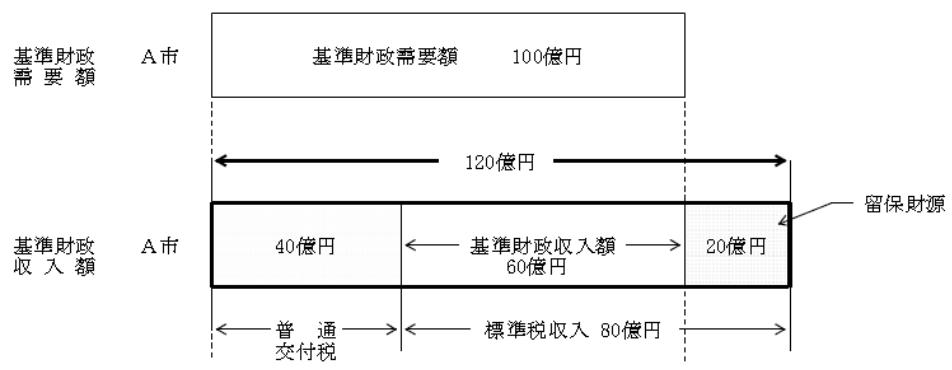
地方公共団体の財源の不均衡を調整し、どの地域に住む国民にも一定の行政サービスを提供できるよう財源を保証するためのものです。

本来地方の税収入とすべきところ、国税として国が変わって徴収し、一定の合理的な基準によって再配分する、いわば「国が地方に代わって徴収する地方税」であり、地方の固有財源です。

○地方交付税の種類

地方交付税総額の9.4%が普通交付税として、残りの6%が普通交付税で補足されない特別の財政需要に対する特別交付税として交付されます。

普通交付税の仕組み



(総務省ホームページ「地方交付税制度の概要」より)

※留保財源とは、基準財政需要額ではとらえられない行政経費に対応する財源として設けられているもの。

※地方交付税については、以下の総務省ホームページをご覧ください。

ホームページアドレス：http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/c-zaisei/kouhu.html

度上の機能差によって生じる単位当たりの経費の差を、基準財政需要額に反映させるための補正。

¹³ 基準財政収入額：普通交付税額の算定の基礎となるもので、地方公共団体の財政力を合理的に測定するために、法定普通税を主体として、地方公共団体の標準的な税収入の一定割合によって算定した額。

(3) 中核市移行に係る初期経費

(1) 及び(2)の中で検討した中核市への移行後の財政影響額のほかに、移行前に移譲事務等を実施するための準備に係る経費があります。これら初期経費のうち現時点で想定されているものは次のとおりです。

なお、中核市に移行するにあたり、その移行に要する経費として10,000千円が特別交付税措置されることとなっていますが、以下の状況を踏まえ、その増額について国に対して様々な機会を通じて、協議、要請していきます。

(単位：千円)

内容	事業費	特定財源	一般財源
大気の観測機器の整備	1,081	—	1,081
教職員研修備品等の整備	17,935	—	17,935
高度救助隊の整備	104,158	52,026	52,132
システムの開発・改修等	25,710	10,000	15,710
合計	148,884	62,026	86,858

8 新たに必要となる組織及び職員数

中核市移行後の事務の執行体制に関する考え方は次のとおりです。

(1) 移譲事務等の執行体制に係る基本的な考え方

中核市への移行後の組織体制については、事務の効率的な執行体制を基本として、移譲事務を円滑かつ効果的に遂行できるような体制の構築を図ります。

なお、組織及び職員数については、引き続き神奈川県と移譲事務に関する調整を進めていく中で、その業務量や既存の事務との関係等から効率的かつ効果的な組織のあり方について検討していくものとします。

(2) 新たに必要となる組織

中核市への移行に伴う処理事務の増に合わせて、新たな組織の設置について検討していきます。

■想定される新たな組織

- ・福祉施設の指導監査等を担当する部署
- ・廃棄物対策を担当する部署

(3) 新たに必要となる職員数

移譲事務を的確に執行し、更なる市民サービスの向上を図るため、20人程度の職員の増員を見込んでいます。

事業分野別の内訳としては、民生行政分野で8人程度、環境行政分野で4人程度、文教行政分野で2人程度、消防本部に6人程度を想定しています。

なお、職員の増員想定については、現段階では、近年に中核市に移行した市での対応状況を踏まえた想定であり、今後、神奈川県と移譲事務に関する調整を進めていく中で改めて検討していきます。また、移行準備組織や既存組織との統廃合等による、職員の適正配置についても併せて検討していきます。

9 今後の取り組み

地方分権の進展により、地方公共団体は自らの判断と責任で社会情勢の変化や市民ニーズに迅速に対応することで、市民サービスを安定的に提供するとともに、新たな社会的課題に対し、具体的な成果を上げていくことが求められています。そこで、行政運営の自主性・自立性を高めるため、平成30年4月の中核市移行を目指し、以下の取り組みを進めていきます。

(1) 移行推進体制の整備

中核市への移行を円滑に進めるとともに、中核市移行により移譲される事務権限を効果的に活用するためには、事務の実施体制の整備、移行に係る課題への対応、関係機関との調整、職員の育成等について、全庁的な連携のもと組織横断的に対応していく必要があります。

また、事務の移譲を円滑に進め、移譲された権限を市民サービスの向上に効果的につなげていくためには、神奈川県との綿密な協議、調整が必要となります。

そこで、中核市への移行に向け、以下の推進体制を構築します。

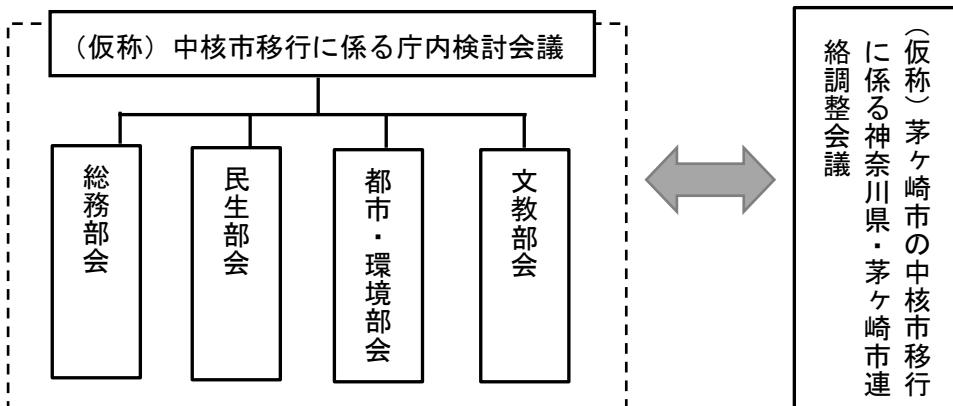
ア (仮称) 茅ヶ崎市中核市移行に係る府内検討会議

副市長を委員長とする「(仮称) 茅ヶ崎市中核市移行に係る府内検討会議」を設置し、中核市への移行に向け、組織横断的に対応するとともに、移行にあたっての個別課題について検討するため、検討分野ごとの関係課で構成する部会として「総務部会」「民生部会」「都市・環境部会」「文教部会」を設置します。

イ (仮称) 茅ヶ崎市の中核市移行に係る神奈川県・茅ヶ崎市連絡調整会議

神奈川県からの事務の移譲を円滑に進めるため、神奈川県と本市の協議、調整を行う「(仮称) 茅ヶ崎市の中核市移行に係る神奈川県・茅ヶ崎市連絡調整会議」の設置について、神奈川県と協議を進めていきます。

■中核市への移行を推進する体制図



(2) 市民への周知・説明

中核市への移行を円滑に進めるためには、その目的や効果を市民のみなさまに分かりやすく伝え、市民のみなさまの中核市移行についての理解を深めていく必要があります。

そこで、多くの方々に中核市制度の概要や移行の意義を知っていただけるよう、様々な機会や媒体を活用して、中核市制度や移譲事務の内容についての周知活動に努めていきます。

(3) (仮称) 茅ヶ崎市中核市移行基本計画の策定

中核市に円滑に移行し、地域の特性に合ったまちづくりを実現するためには、移行に向けた準備を計画的に進めていく必要があります。

そこで、今後、市として中核市移行に向けたより詳細な内容をまとめた「(仮称) 茅ヶ崎市中核市移行基本計画」を策定します。

(4) 移行に伴う経費と財源の精査等

法定移譲事務及び法定移譲事務に関連する県独自事業に係る経費、事務の移譲に伴いこれまで県經由で収入していた国庫支出金の増額、県と市の負担割合の変更に伴う県支出金の減額、業務システムの初期整備費用等、中核市への移行に伴い発生する財政影響額について、引き続き精査する必要があります。

そこで、中核市移行に伴う財政影響額については基準財政需要額の増額分を目安に神奈川県と協議を進め、必要な経費を精査するとともに、中核市への移行に関する財政的な支援について、県に対して様々な機会を通じて協議、要請していきます。

また、中核市移行に伴う財源の確保は、中核市移行を検討している市共通の課題のひとつであるため、全国施行時特例市市長会の会員市と議論し、他の課題とともに、関係省庁に対して要請していきます。

(5) 事務の執行体制の整備

中核市への移行に伴って新たに増加する事務を確実に執行するために、機構改革や職員の増員等により、既存組織の強化を図る必要があります。

そこで、財政的影響の精査の検討結果も踏まえ、移譲される事務とその業務量に応じた効率的かつ効果的な組織体制について検討、整備していきます。

(6) 移譲事務の実施方法の検討

法定移譲事務及び法定移譲事務に関連する県独自事業の実施にあたっては、神奈川県の実施方法をそのまま踏襲するのではなく、既存の業務と合わせ、市民サービスの向上やコストの削減等につながるような実施方法を検討していきます。

(7) 職員の確保及び育成

移譲を受ける権限を効果的に活用し、市民サービスの向上や社会情勢の変化や市民ニーズへの迅速に対応につなげていくためには、職員の資質の向上が不可欠です。

そこで、職員の政策形成能力の向上を図るための研修の実施、専門的知識を有する職員の確保、神奈川県等への職員の研修派遣や人事交流等により、職員の人材育成を計画的に進めていきます。

また、人材の確保と育成に係る具体的な支援について、国及び県に対して様々な機会を通じて協議、要請していきます。

(8) 条例の整備及び審議会等の設置

中核市への移行に伴い新たな事務を実施するにあたり、基準や手続きなど必要な事項を定める条例や規則等を整備する必要があります。

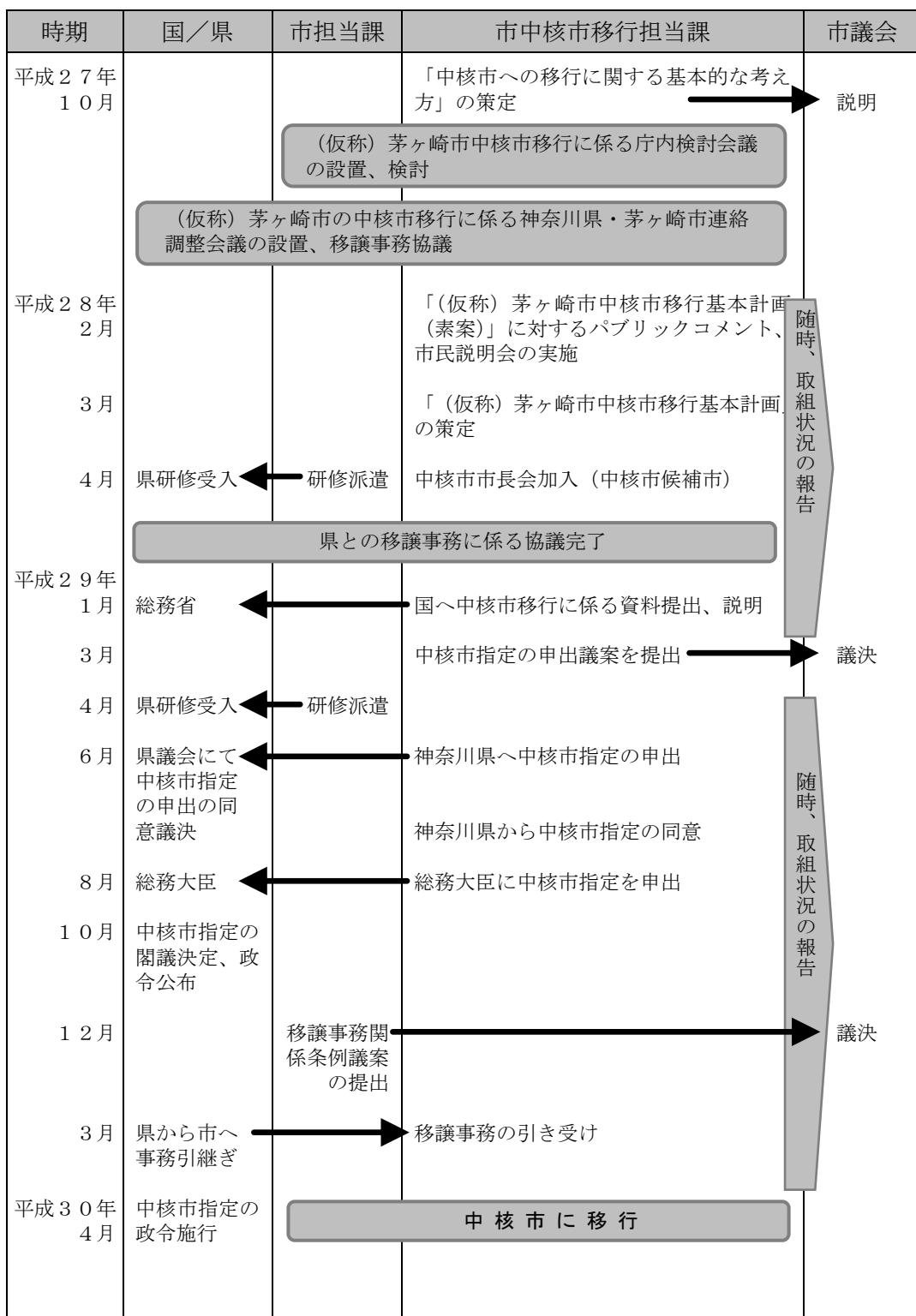
また、附属機関として有識者などで構成される審議会や協議会の設置について、必要となる機能を考慮しつつ、効率的かつ効果的な設置と運営について検討していきます。

10 主なスケジュール

(1) 主な想定スケジュール

年月	内容
平成27年度	
10月	<ul style="list-style-type: none">○「中核市への移行に関する基本的な考え方」の策定○府内関係部課かいとの「(仮称)茅ヶ崎市中核市移行に係る府内検討会議」の設置、開催（以降、中核市への移行まで随時開催）○市議会への説明（以降、随時実施）○神奈川県への協力要請
11月	<ul style="list-style-type: none">○神奈川県との「(仮称)茅ヶ崎市の中核市移行に係る神奈川県・茅ヶ崎市連絡調整会議」の設置、開催（以降、中核市への移行まで随時開催）○神奈川県等への職員の研修派遣の協議
2月	<ul style="list-style-type: none">○「(仮称)茅ヶ崎市中核市移行基本計画（素案）」に対するパブリックコメント、市民説明会の実施
3月	<ul style="list-style-type: none">○「(仮称)茅ヶ崎市中核市移行基本計画」の策定
平成28年度	
4月	<ul style="list-style-type: none">○神奈川県等へ職員を研修派遣○中核市市長会加入（中核市候補市）
1月	<ul style="list-style-type: none">○国へ中核市への移行に係る資料の提出、説明
3月	<ul style="list-style-type: none">○市議会に中核市指定の申出議案を提出
平成29年度	
4月	<ul style="list-style-type: none">○市から神奈川県へ中核市指定の申出○神奈川県等へ職員を研修派遣
6月	<ul style="list-style-type: none">○県議会にて中核市指定の申出の同意議決○神奈川県から市へ中核市指定の同意
8月	<ul style="list-style-type: none">○総務大臣に中核市指定を申出
10月	<ul style="list-style-type: none">○中核市指定の閣議決定、政令公布
12月	<ul style="list-style-type: none">○市議会に関係条例議案を提出
3月	<ul style="list-style-type: none">○神奈川県との事務引継ぎ
平成30年度	
4月	<ul style="list-style-type: none">○中核市に移行

(2) 関係機関等との協議等の流れ



「中核市への移行に関する基本的な考え方（素案）」についてのパブリックコメント実施結果

－ご協力ありがとうございました。－

1 募集期間 平成27年7月31日（金）～ 平成27年9月1日（火）

2 意見の件数 29件

3 意見提出者数 12人

4 内容別の意見件数

※	項目	件 数
	全般に関する意見	6 件
2	本市の地方分権の取り組み	1 件
5	中核市への移行により新たに実施する事務	1 件
6	中核市移行の効果	3 件
9	今後の取り組み	11 件
	市民参加、パブリックコメントに関する意見	3 件
	その他の意見	4 件
	合 計	29 件

※ 「中核市への移行に関する基本的な考え方（素案）」の項目番号

修正を加えた項目はありません。

茅ヶ崎市企画部広域事業政策課中核市準備担当
0467-82-1111（代表）
e-mail : kouiki@city.chigasaki.kanagawa.jp

中核市への移行に関する基本的な考え方

平成27年（2015年）10月発行 100部作成

発行 茅ヶ崎市

編集 企画部広域事業政策課

〒253-8686

神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号

電話 0467-82-1111

FAX 0467-87-8118

ホームページ <http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/>

携帯サイト <http://mobile.city.chigasaki.kanagawa.jp/>

携帯サイト
QRコード

